

下野市のこども医療費助成制度が変わります

下野市ではお子様の健康増進と保護者の方の利便性を図るため、平成27年7月診療分より、県内医療機関等での現物給付の対象を中学3年生修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日）まで拡大します。これに伴い、小学生・中学生のお子様へ新しい受給資格者証をお送りします。（平成27年6月下旬発送予定）

▼制度の変更点▼

●旧（平成27年6月診療分まで）

対象区分	受給資格者証の色	助成方法	
		県内	県外
未就学児	ピンク	現物給付	償還払い
小学生 中学生	ベージュ	償還払い	

●新（平成27年7月診療分から）

対象区分	受給資格者証の色	助成方法	
		県内	県外
未就学児	ピンク	現物給付	償還払い
小学生 中学生	ベージュ		

※未就学のお子様は、現在お持ちの受給資格者証を継続してご利用ください。また、今後小学校へ入学されるお子様へは、入学前（3月下旬）にベージュ色の受給資格者証を郵送いたします。

▼助成方法▼

県内の医療機関等を受診する場合、「こども医療費受給資格者証」及び「お子様の健康保険証」を提示することで、窓口での入院・通院・調剤にかかる保険診療分の負担金についてお支払いがなくなります。（現物給付）

県外の医療機関等を受診する場合や、小学生以上のお子様の県内の一部医療機関での受診（整骨院、接骨院での柔道整復関係等）の場合は、医療機関等の窓口で保険診療分の負担金をお支払いいただき、診療月の翌月から1年以内に保険診療点数等の記載された領収証等と「こども医療費助成申請書」を市に提出することで振込での助成となります。（償還払い）

▼ご利用にあたっての注意点▼

- ① 「こども医療費受給資格者証」及び「お子様の健康保険証」を提示しない場合、現物給付を受けることができません。保険診療分の負担金を支払った場合は、申請期間内に償還払いの申請をしてください。
- ② 重度心身障がい者医療費助成またはひとり親家庭医療費助成の対象となっている中学生以下のお子様についても、上記助成方法欄のと通りの助成を受けられます。
- ③ 制度の拡大で現物給付の対象となる方の平成27年6月以前の受診分については、従来どおり申請期間内に償還払いの申請をしてください。

●お問い合わせ先 下野市社会福祉課 医療費助成グループ ☎0285-52-1112●